**平成２７年（フ）第７９２号**
兵庫県三田市つつじが丘北１丁目20番地９
破産者　笠井　和好
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第７９３号**
兵庫県三田市つつじが丘北１丁目20番地９
破産者　笠井　治代
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第５１６号**
広島市安芸区船越５丁目23―１―203号、申立時及び住民票上の住所広島市安佐南区山本１丁目４番14―205号
破産者　６－９（ロック）こと　木村　　要
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第９５号**
徳島県徳島市南矢三町３丁目11―23　医療法人睦み会自立訓練事業所ウイスパー内、住民票上の住所徳島県徳島市北佐古二番町５番20号　松村マンション６・２Ｆ・Ｄ号室
破産者　谷畑　幸生（旧姓照本）
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１３２号**
徳島県吉野川市鴨島町上浦80番地３、旧住所徳島県名西郡石井町石井字城ノ内340―１　ステージラフィネⅠ―102号
破産者　三木　　隆
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１３３号**
徳島県吉野川市鴨島町上浦80番地３
破産者　三木　洋子
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２９９号**
沖縄県豊見城市字渡橋名280番地９　シエロガーデン103号室
破産者　野田　正吉
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２７年（フ）第１３４号**
北海道帯広市西16条南１丁目22番７号
破産者　村瀬　　誠
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２７年（フ）第５４号**
青森県十和田市大字三本木字上平267番地４、旧住所神奈川県横浜市港北区日吉５丁目12番10号　クリオ日吉301Ｂ
破産者　渡辺　恭平
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２７年（フ）第６３２号**
仙台市泉区加茂２丁目23番地　県営加茂住宅５―103
破産者　大沼　博志
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第２２号**
宮城県気仙沼市長磯七半沢３番地　市営長磯浜北住宅8313、開始決定時の住所宮城県気仙沼市本吉町津谷松岡152番地１　旧本吉農業改良普及センター跡地住宅２号棟２号室
破産者　畠山　　進
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２７年（フ）第４１号**
秋田県大仙市大花町７番21―17号
破産者　駒林　善仁
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２７年（フ）第１４８号**
山形市桜田東２丁目11番16―408号　コーポ・ロイヤル桜田、前住所山形市飯田２丁目３番16号
破産者　三沢　佳代
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第７９５号**
横浜市瀬谷区下瀬谷１丁目37番地46
破産者　荒　　信政
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１７３７号**
神奈川県茅ヶ崎市萩園1404番地11
破産者　堀内　朋和
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１９０４号**
横浜市磯子区磯子２丁目19番11―504号
破産者　荒川　聖子
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１９７９号**
横浜市港北区樽町１丁目12番１―307号
破産者　岡田　丈史
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２０３１号**
横浜市南区宿町３丁目54番地２　藤和シティホームズ横浜蒔田601
破産者　原田　　学
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部